

関係する国会質疑（抜粋）

衆・城井崇議員質疑概要（平成30年11月16日（金）衆・文部科学委員会）

○城井崇議員

民間試験導入に参加をする業者の相当数は、大臣、これまで、みずから試験の対策問題集作成や対策講座の実施を行っております。民間試験の出題者と対策問題集の販売者が一緒にいいんでしょうか。問題をつくる人と対策問題集を売る人が一緒にいいか。

受験サポート業というくくりになるかと思いますが、この公式問題集や参考書、セミナー、通信講座などなど、この辺はまだ規制がありません。

しかも、民間試験導入にかかわる業者が、既に、各地の教育委員会や、高校の幹部や進路指導者や英語教員にも行き過ぎた営業を行っております。

船に乗りおくれるな、汽車に乗りおくれるなという勢いで営業しております。直接間接の問題の漏えいも心配であります。こんな状況ですと、テスト対策重視で、高校の英語がゆがめられてしまいます。

○柴山大臣

大学入学共通テストにつきましては、昨年策定した実施方針において、「現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。」ということとしておりますけれども、民間事業者などが実施する出版活動や営業活動自体が禁止されているものではありません。

ただ、御指摘のとおり、大学入試センターが成績を提供する民間の英語資格検定試験は、公正に実施されることが極めて重要であると考えておりますので、同センターが設ける参加要件の一つに「不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策を公表していること。」という項目があるんです。ですので、当該要件を各参加機関が満たしていることを確認させていただいているところであります。

…（中略）…

○城井委員

ということは、出題する側が対策問題集も売ってもいい、大臣、こういうことですか。よろしいですか。テストの内容が変われば、対策問題集などの受験サポートの内容も変わるんですよ。つまり、出題する側がビジネスチャンスを手で勝手につくっていき、公の権威を使いながら、こんなことを許していいのかというのが私の問題意識なんです。出題者と対策問題集の販売者は同じにしていいのか、だめに決まっているだろうということを大臣からおっしゃっていただきたいわけです。

○柴山国務大臣

御懸念の内容についてはよくわかります。各参加試験については、不正、情報流出等の防止策を公表していること等の参加要件が確認をされておりますけれども……それだけでいいのかということなんですが、それだけでいいわけではありません。(中略) 万一そのような漏えいがあったような場合については、一定の手続を経た上で参加を取り消すなど、必要な手続をとることになります。

… (中略) …

○城井委員

大臣、出題者が対策問題集を発売することは、その不正に入りますか。

○柴山国務大臣

そのこと自体は、入らないと思います。

… (中略) …

○城井委員

大臣、出題者が対策問題集を発売することは、その不正に入りますか。

○柴山国務大臣

(前略) やはり問題というのは、そういった公正への懸念をどのように払拭するのかということをやはり当事者にしっかりと検討してもらおうということが大事だということに思っております。

○川内委員

（前略）先日の本委員会の城井委員の質疑で、英語の入試に関する民間試験を導入する、その入試を担当する業者さんが他方でその対策本を出すということについては公正を疑われるのではないかという質疑があつて、（中略）英語の入試に関して、その入試を担当される事業者が他方で対策本を出してビジネスをするということに関する公正さを欠くのではないかという懸念に、文部科学省としてはこういうふうな対策をとっているよということがあるのかどうか。

ここに、大学入試英語成績提供システムの「不正、情報流出等の防止策などの対応」ということで、その事業者が出している対応策がネットに出ているんですけども、この中には、対策本を出しているんですけども、変なことはしないからねというようなことは一切書いていないです。（後略）

…（中略）…

○柴山国務大臣

（前略）多くの民間の英語資格検定試験については、各試験に関する公式問題集などの参考書が発行されておりますけれども、その受検者は大学入学共通テストの受検者に当然のことながら限定されるわけではないわけでありまして、民間団体の問題集の発行を禁止するということは、いささか乱暴であるというように考えております。

また、これらの試験は既に大学入学者選抜に活用されてはおりますけれども、具体的に試験問題の漏えいに該当する問題集があるということは承知をしておらず、出題者が問題集を発行しただけでは不正に当たるとは考えておりません。

ただ、先ほどご紹介いただいたように、私どもといたしましても、李下に冠を正さず、入試の公正を害することがないようにするということは極めて大事だと考えております。（後略）

○川内委員

（前略）GTECを担当する事業者、そして同時に対策本も出すわけですが、今大臣が情報の漏えい、流出という言葉が使われたわけです。これは社内で情報のやりとりが遮断される組織になっているか、そして、社内でそういう情報をやり取りしたときに、社内的に処罰をされる規定に社内規定がつくられているかというようなことについて、文部科学省は確認しているんですか。

○義本政府参考人

（前略）要件としては、特に社内での情報のやりとりについて確認することはしておりません。

○川内委員

まさしく、大臣、そこなんです。公正を疑われるようなことがあってはいけないよね、それはそうだよねということになると、では、社内の仕組みが、組織がどうなっているのと。

GTECを担当する部署と、それから対策本を出す部署と、これは情報のやりとりをできないようにしてくださいよと。もしそんなことがあったら、社内的に処罰をされるし、この入試に参加する資格からいえば、あなた方は資格を失いますよということをきちんと文部科学省として担保していく、指導していくということが必要なのではないかとこのことを申し上げているわけで、それは同意していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣

おっしゃっていることは極めて理屈が通っていると思います。

今の御指摘もいただきまして、そういう公正性の確保ということはどうするかということ、大学、高等学校関係者や各試験団体を構成員とする意見交換の場を年内に設置させていただきます。

そして、その中で、各試験団体に対して、試験の公正性の疑念を生じないように注意喚起するとともに、実際の試験問題と問題集の関係について、問題がないということについてどのように担保するのかということも含めて説明を求め、確認をすることを是非検討させていただきます。

その上で、なお情報漏えいが疑われる場合、今御指摘をいただいたように、一定の手続きを経た上で参加を取り消すなど、必要な手続きをとることとさせていただきたいと思います。



変わる大学入試⑤

民間試験 高校はどう対応？

2020年度から始まる大学入学共通テストは、英語の「読む・聞く・話す・書く」の4技能を測るため、民間試験を活用する。改革の大きな目玉は高校にどんな影響を与えるのか。

北海道高校長協会英語部会長の榎本敏生・札幌国際情報高校長(59)は「民間試験の会場数がどのくらいあり、どこになるのか。切実に重要な問題」と言う。共通テストの受験生は原則、高3の4〜12月に2回まで民間試験を受け、大学入試センターを通じて成績を大学に出す。しかし、センターが認めた8種の民間試験は実施回数や試験会場

数、受験料などのばらつきが大きい。このため、住む地域や家庭の経済的な状況によって「受けられる試験」が異なることが懸念されている。

例えば、商業科の生徒は、ビジネス目的のTOEICに向けた勉強をしていることが多い。だが、「聞く・読む(L&R)」の試験の受験会場は北海道に七つしかなく、共通テストで必要な「話す・書く(S&W)」の試験を実施しているのは札幌だけ。榎本校長は「交通費はもちろん、地域によっては宿泊費もかかる」と指摘する。長崎県立高校で英語を教える男性教

諭も「離島の高校を中心に不安は大きい」と言う。

■大学入学共通テストで使える英語の民間試験

テストの名称	受験料(円)	受験会場数
ケンブリッジ英語検定	9720~25380	最大10地区47
英検(新型)	5800~16500	約400
GTEC	6700~9720	約700
IELTS	25380	未定(10地区以上)
TEAP	15000	約90
TEAP CBT	15000	未定(11都道府県以上)
TOEFL iBT	235米ドル	未定
TOEIC	15985	L&R最大214、S&W最大43

4〜12月と受験が続くため、学校行事への影響も必至だ。同部会が今夏、道内の公立私立高校にアンケートしたところ、2割の高校が「行事の変更や廃止を検討する可能性がある」と回答した。影響を抑えるため、生徒が受験する民間試験を絞る動きも出ている。

民間試験を高2までの間に「練習」で受験するのは自由。「学校で受験する民間テストを決めれば、授業で対策も取りやすい」との意見もあり、高校の授業がテスト対策に偏るといふ心配もある。

おかし」と語る。

全英連によると、各都道府県の英語教育団体からは「授業が変質する」「教員の業務が増える」という意見が寄せられている。「中央で考える以上に格差がある」との声もあった。鈴木副会長は「会場数や貧困世帯への補助など、対策を強力に進め、結果も丁寧に検証してほしい」と求める。

鹿兒島県の公立高校の男性教諭は「合否に関係する以上、試験の選択を完全に生徒任せにはできない」と言う。学校には既に、実施団体などから英語の4技能を教えるための教材が届いており、「実施団体が作った対策教材を使わない方が

(山下知子)

参加試験団体が作成する試験対策用問題集について

1. 状況

多くの資格・検定試験については、各試験に関する公式問題集などの参考書が発行されているが、出題者が試験対策用の問題集を発行することに関して、問題漏洩などの情報流出に関する懸念が指摘されている。

2. 対応

本ワーキンググループにおいて、以下の点について確認及び意見交換を行う。

① 各試験団体における試験対策問題集作成の基本的な考え方

<確認の観点>

- ・問題集に掲載する問題と実際に出題する問題との関係性はどのようなものか（基本的な考え方や同一問題又は類似問題出題の考え方など）
- ・英語力が向上していないのに点数が取れるような対策となっていないか

② 問題漏洩などの不正を疑われないために注意して取り組んでいること

<確認の観点>

- ・どのような漏洩対策を行っているか
- ・関係規定はあるか

3. その他